

# 令和 8 年度 集團指導資料

(看護小規模多機能型居宅介護)

# 目次

## 内容

I.	基本方針（基準省令第170条）	1
1.	訪問看護の基本方針（指定居宅サービス等基準省令第59条）	1
2.	小規模多機能型居宅介護の基本方針（基準省令第63条）	1
II.	人員に関する基準	1
1.	従業者の員数（基準省令第171条）	1
①	看護小規模多機能型居宅介護従業者	1
②	介護支援専門員	2
2.	管理者（基準省令第172条）	2
3.	代表者（基準省令第173条）	2
III.	設備に関する基準	3
1.	登録定員および利用定員（省令第174条）	3
2.	設備および備品等（省令第175条）	3
IV.	運営に関する基準	4
1.	指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（基準省令第176条）	4
2.	指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準省令第177条）	4
3.	主治の医師との関係（基準省令第178条）	4
4.		
	看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成（基準省令第179条）	5
5.	運営規程（基準省令第182条（第81条準用））	5
6.	勤務体制の確保等（基準省令第182条（第30条準用））	6
7.	業務継続計画の策定等（基準省令第182条（第3条の30の2準用））	6
8.	非常災害対策（基準省令第182条（基準省令第82条の2準用））	6
9.	衛生管理等（基準省令第182条（第33条準用））	6
10.	協力医療機関等（基準省令第182条（第83条準用））	7
11.	掲示（基準省令第182条（第3条の32準用））	7
12.	地域との連携（基準省令第182条（第34条準用））	7
13.	虐待の防止（基準省令第182条（第3条の38の2準用））	7
14.	利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（基準省令第182条（基準省令第86条の2準用））	7
V.	令和8年度改正事項	8
1.	介護職員等処遇改善加算	8
2.	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項	9

## I. 基本方針（基準省令第 170 条）

指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法第 8 条第 23 項第 1 号に規定する「指定看護小規模多機能型居宅介護」）の事業は、指定居宅サービス等基準第 59 条に規定する訪問看護の基本方針および第 62 条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

### 1. 訪問看護の基本方針（指定居宅サービス等基準省令第 59 条）

指定居宅サービスに該当する訪問看護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復および生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

### 2. 小規模多機能型居宅介護の基本方針（基準省令第 63 条）

指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

## II. 人員に関する基準

### 1. 従業者の員数（基準省令第 171 条）

#### ① 看護小規模多機能型居宅介護従業者

##### (a) 日中（通いサービス）

→常勤換算方法で利用者の数が 3 またはその端数を増すごとに 1 以上

※利用者の数は、前年度の平均値。新規に指定を受ける場合は、推定数。

##### (b) 日中（訪問サービス）

→常勤換算方法で 2 以上

※サテライト型事業所の場合は、本体事業所の職員により当該サテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われるときは、2 人以上とできる

##### (c) 夜間・深夜

→1 以上および宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上

※宿泊サービスの利用者がいない場合、夜間および深夜の時間帯を通じて訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、夜間および深夜の時間帯を通じて夜勤者ならびに宿直勤務に当たる従業者を配置しないことができる。

※サテライト型事業所の場合は、本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型事業所の登録者の処遇が適切に行われるときは、宿直勤務を行う従業者を配置しないことができる。

- (d) 従業者のうち 1以上は常勤の保健師または看護師。
- (e) 従業者のうち 常勤換算方法で2.5以上の者は、保健師、看護師または准看護師。(=「看護職員」)  
※サテライト型事業所の場合は、常勤換算方法で1以上
- (f) 通いサービス・訪問サービスの提供に当たる従業者のうち、1以上は看護職員。
- (g) 事業所に次のいずれかの施設等が併設されている場合、上記の人員基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該施設等の職務に従事することができる。
  - 一) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
  - 二) 指定地域密着型特定施設
  - 三) 指定地域密着型介護老人福祉施設
  - 四) 介護医療院

## ② 介護支援専門員

### (a) 専従

※利用者の処遇に支障がない場合は、当該事業所の他の職務、または当該事業所に併設する (g) に掲げる施設等の職務に従事することができる。

※サテライト型事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、研修修了者を配置することができる。

- (b) 別に厚生労働大臣が定める研修 (「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」) を修了している者

## 2. 管理者（基準省令第172条）

### (a) 常勤専従

※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、または他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

※事業所の管理上支障がない場合、サテライト型事業所の管理者は、本体事業所の管理者を充てることができる。

- (b) 事業所の管理者は、特養等の従業者または訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であり、別に厚生労働大臣が定める研修 (「認知症対応型サービス事業管理者研修」) を修了しているものまたは 保健師もしくは看護師 でなければならない。

## 3. 代表者（基準省令第173条）

- (a) 代表者は、特養等の従業者もしくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者または保健医療サービスもしくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であ

って、別に厚生労働大臣が定める研修（認知症対応型サービス事業開設者研修）を修了しているものまたは保健師もしくは看護師でなければならない。

### III. 設備に関する基準

#### 1. 登録定員および利用定員（省令第174条）

(a) 登録定員：29人以下

※サテライト型事業所の場合、18人以下

(b) 利用定員

一) 通いサービス 登録定員の2分の1～15人

※登録定員が25人を超える場合は、登録定員に応じて、以下のとおり

登録定員	利用定員
26人または27人	16人
28人	17人
29人	18人

※サテライト型事業所の場合、12人

二) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1～9人

※サテライト型事業所の場合、6人

#### 2. 設備および備品等（省令第175条）

(a) 居間・食堂・台所・宿泊室・浴室・消火設備・その他の非常災害に際して必要な設備・その他指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備および備品等を備える。

一) 居間および食堂 機能を十分に発揮しうる適当な広さ

二) 宿泊室

イ) 定員：1人

※利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人にできる

ロ) 床面積：7.43㎡以上

※事業所が病院または診療所である場合で定員が1人である宿泊室は、6.4㎡以上とできる。

ハ) イおよびロを満たす宿泊室（個室）以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を引いた数を乗じて得た面積以上とし、構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。

ニ) プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。

ホ) 事業所が診療所である場合、利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

(b) 設備は、専ら事業用に供するものでなければならない。

※利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、この限りでない。

(c) 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにする。

## IV. 運営に関する基準

### 1. 指定小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針（基準省令 176 条）

- (a) 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- (b) 事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

### 2. 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（基準省令第 177 条）

- (a) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。
- (b) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- (c) サービスの提供に当たっては、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (d) 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- (e) 事業者は、サービスの提供に当たって、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (f) 事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (g) 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
  - イ) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
  - ロ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ハ) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。
- (h) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものであってはならない。
- (i) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。
- (j) 看護サービス（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士（＝「看護師等」）が利用者に対して行う療養上の世話または必要な診療の補助であるもの）の提供に当たっては、主治医との密接な連携により、および看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行う。
- (k) 看護サービスの提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、サービスの提供を行う。
- (l) 特殊な看護等を行ってはならない。

### 3. 主治の医師との関係（基準省令第 178 条）

- (a) 事業所の常勤の保健師または看護師は、主治の医師の指示に基づき適切な看護サービスが提供されるよう、必要な管理を行う。

- (b) 事業者は、看護サービスの提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- (c) 事業者は、主治の医師に看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書を提出し、看護サービスの提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- (d) 当該事業所が病院または診療所である場合にあっては、主治の医師の文書による指示および前項の看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができる。  
※看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成について準用する。

#### 4. 看護小規模多機能型居宅介護計画および看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成（基準省令第179条）

- (a) 管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させる。
- (b) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、看護師等と密接な連携を図りつつ行う。
- (c) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めなければならない。
- (d) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、他の看護小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを組み合わせた看護および介護を行う。
- (e) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- (f) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付する。
- (g) 介護支援専門員は、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に計画の実施状況および利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。  
※(b)～(g)までの規定は、計画の変更について準用する。
- (h) 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した看護小規模多機能型居宅介護報告書を作成する。

#### 5. 運営規程（基準省令第182条（第81条準用））

- (a) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。
  - 一) 事業の目的および運営の方針
  - 二) 従業者の職種、員数および職務の内容
  - 三) 営業日および営業時間
  - 四) 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員ならびに通いサービスおよび宿泊サービスの利用定員
  - 五) 指定小規模多機能型居宅介護の内容および利用料その他の費用の額
  - 六) 通常の事業の実施地域
  - 七) サービス利用に当たっての留意事項
  - 八) 緊急時等における対応方法
  - 九) 非常災害対策
  - 一〇) 虐待の防止のための措置に関する事項

## 6. 勤務体制の確保等（基準省令第182条（第30条準用））

- (a) 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておく。
- (b) 事業所ごとに、当該事業所の従業員によってサービスを提供しなければならない。  
※利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- (c) 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。  
その際、当該事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- (d) 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

## 7. 業務継続計画の策定等（基準省令第182条（第3条の30の2準用））

- (a) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。
- (b) 事業者は従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
- (c) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

## 8. 非常災害対策（基準省令第182条（基準省令第82条の2準用））

- (a) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- (b) 前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

## 9. 衛生管理等（基準省令第182条（第33条準用））

- (a) 利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じる。
- (b) 事業所において感染症が発生、まん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
  - 一) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、結果について従業員に周知徹底を図る。
  - 二) 事業所における感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
  - 三) 従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。

## 10. 協力医療機関等（基準省令第182条（第83条準用））

- (a) 事業者は、主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。
- (b) 事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
- (c) 事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携および支援の体制を整えなければならない。

## 11. 掲示（基準省令第182条（第3条の32準用））

- (a) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（「重要事項」）を掲示する。  
※「重要事項」を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることで、上記の掲示に代えることができる。
- (b) 原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

## 12. 地域との連携（基準省令第182条（第34条準用））

- (a) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員または所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会（「運営推進会議」）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受け、必要な要望、助言等を聴く機会を設け、記録を作成するし、記録を公表する。
- (b) 事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図る。
- (c) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

## 13. 虐待の防止（基準省令第182条（第3条の38の2準用））

- (a) 虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。
  - 一) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 二) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
  - 三) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施する。
  - 四) 措置を適切に実施するための担当者を配置する。

## 14. 利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（基準省令第182条（基準省令第86条の2準用））

- (a) 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的（開催が形骸化することが無いよう留意したうえで、事業所の状況を踏まえた適切な開催頻度）開催しなければならない。  
※令和8年度末まで努力義務。令和9年度より義務化。

## V. 令和 8 年度改正事項

### 1. 介護職員等処遇改善加算

- |  |                 |
|--|-----------------|
| 1) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ</u><br>イからウまでにより算定した単位数の <u>1000 分の 168</u> に相当する単位数 | （元 1000 分の 149） |
| 2) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ</u><br>イからウまでにより算定した単位数の <u>1000 分の 177</u> に相当する単位数 | （新設）            |
| 3) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ</u><br>イからウまでにより算定した単位数の <u>1000 分の 165</u> に相当する単位数 | （元 1000 分の 146） |
| 4) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ</u><br>イからウまでにより算定した単位数の <u>1000 分の 174</u> に相当する単位数 | （新設）            |
| 5) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）</u><br>イからウまでにより算定した単位数の <u>1000 分の 153</u> に相当する単位数  | （元 1000 分の 134） |
| 6) <u>介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）</u><br>イからウまでにより算定した単位数の <u>1000 分の 125</u> に相当する単位数  | （元 1000 分の 106） |

#### ● 厚生労働大臣が定める基準

##### 81 複合型サービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

第 58 号の規定を準用する

##### 58 小規模多機能型居宅介護費における介護職員等処遇改善加算の基準

イ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

一) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算☑を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給または決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。

二) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。

2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、(1) の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間および実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市町村長に届け出ること。

4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報告すること。

- 5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
  - 6) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。
  - 7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
    - 一) 介護職員の任用の際における職責または職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
    - 二) (一) の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
    - 三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施または研修の機会を確保していること。
    - 四) (三) について、全ての介護職員に周知していること。
    - 五) 介護職員の経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。
    - 六) (五) について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。
  - 8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）および当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。
  - 9) (8) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
  - 10) 小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）または（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。
- ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）□ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 1) イ（1）から（10）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - 2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
    - 一) 小規模多機能型居宅介護費における生産性向上推進体制加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していること。
    - 二) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
    - 三) 連携推進法人に所属していること。
- ハ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ イ（1）から（9）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 二) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）□ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- 1) イ（1）から（9）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
  - 2) □（2）に掲げる基準に適合すること。
- ホ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- イ（1）（一）および（2）から（8）までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）
- イ（1）（一）、（2）から（6）まで、（7）（一）から（四）までおよび（8）に掲げる基準のいずれにも適合すること。

## 2. 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準および指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

### 第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項 1 通則

(8) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

①～③ (略)

④ 看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。）。

小規模多機能型居宅介護事業所ならびに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員およびサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所ならびにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第 63 条第 12 項に規定する研修修了者ならびに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合および認知症対応型共同生活介護事業所（サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。）における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合についても、同様の取扱いとする。

ただし、都道府県（指定都市を含む。以下同じ。）における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員（以下この④において「研修未修了職員」という。小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員を、認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者を指す。）を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。なお、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月（⑤が適用されている場合は人員欠如が発生した月から起算して第四月目に当たる月）に遡って減算を行うこととする。ただし、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった理由が、当該研修未修了職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合、当該離職等の翌々月までに、研修未修了職員を新たに配置したときは、当該配置を行った月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は、引き続き減算対象としない取扱いとすることで差し支えない。

⑤ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数を下回った場合（③および④の場合に限る。）であつて、次のイからニまでの全てに該当するときは、③および④前段の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。

この場合、職員の確保に係る取組および一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式 11 に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。なお、別紙様式 11 には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

イ) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 8 条に定める公共職業安定所（以下単に「公共職業安定所」という。）または都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第 33 条に定める無料の職業紹介事業（以下単に「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所または無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

ロ) 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

ハ) 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所または施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積

極的に行っていることが望ましい。

二) やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所または施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努める。

⑥～⑦ (略)

Q	A
「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。	例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。 <ul style="list-style-type: none"><li>職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合</li><li>職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合</li></ul> なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所または都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込みを行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。
「1年に1回に限り、」とあるが、1年はいつから起算するのか。	突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。
「公共職業安定所または無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所または施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。	自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

令和8年5月8日付 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課 事務連絡

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導および福祉用具貸与に係る部分）および指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」の発出に伴うQ&A